

奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十九号

奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例

奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

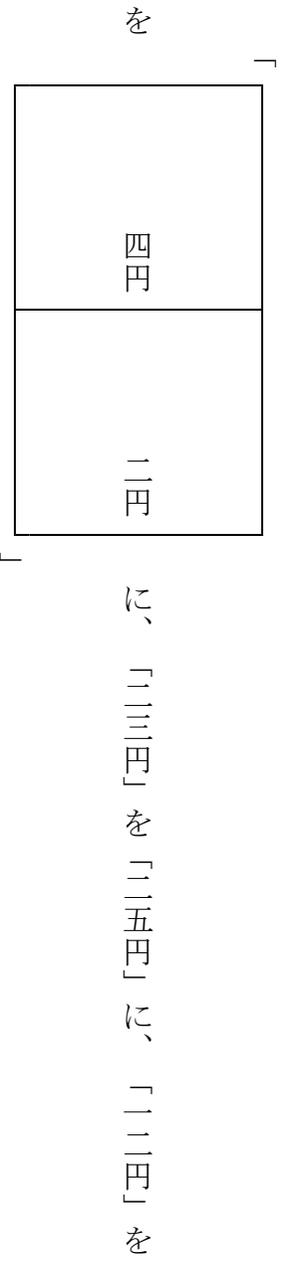
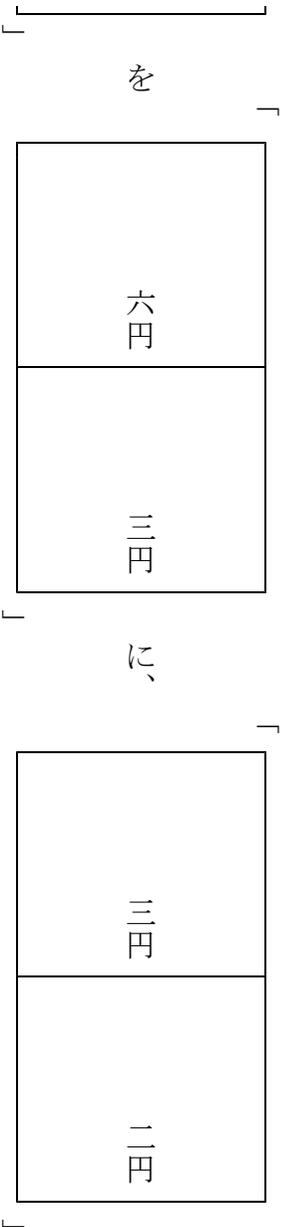
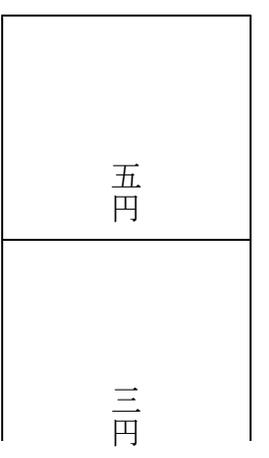
第八条第一項に次の二号を加える。

十五 平城宮跡歴史公園休憩・宮跡展望棟

十六 平城宮跡歴史公園駐車場

別表第二中「六一〇円」を「六六〇円」に、「三一〇円」を「三〇〇円」に、「九四〇円」を「一、〇〇〇円」に、「四八〇円」を「四七〇円」に、「一、三〇〇円」を「

一、四〇〇円」に、「六五〇円」を「六三〇円」に、



「一一円」に、「三三元」を「三五円」に、「二七円」を「二六円」に、「四九円」を「五三元」に、「二五円」を「二四円」に、「六六円」を「七一円」に、「三四円」を

「三三〇円」に、

九八円

五〇円

を

一一〇円

四九

円 に、「一三〇円」を「一四〇円」に、「六七円」を「六五円」に、「二三〇円」

を「二五〇円」に、「一二〇円」を「一一〇円」に、「三三〇円」を「三五〇円」に、「一七〇円」を「一六〇円」に、「六六〇円」を「七一〇円」に、「三四〇円」を「三三〇円」に、「八七〇円」を「九五〇円」に、「四五〇円」を「四四〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「五六〇円」を「五四〇円」に、「四六〇円」を「五〇〇円」に、「二四〇円」を「二三〇円」に改める。

別表第四に次のように加える。

十五 平城宮跡歴史公園休憩・宮跡展望棟

施設の種類別	宮跡展望室			使用料
	A室	B室	C室	
更衣室	午前九時から 午後一時まで	午後一時から 午後五時まで	午前九時から 午後五時まで	
	一、三五〇円	一、二七〇円	一、〇五〇円	
	二、七〇〇円	二、五四〇円	二、一〇〇円	
ジョギング・サイクリングステーション	一人一回につき			四〇〇円

注

1 ジョギング・サイクリングステーションの更衣室を使用する場合において、シャワーを使用しないときの更衣室の使用料は、一人一回につき、一〇〇円とする。

2 備品の使用料は、備品ごとに規則で定める額とする。

十六 平城宮跡歴史公園駐車場

車両の種類	使用料
乗合型自動車	一台一回につき 二、〇〇〇円
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（自動二輪車を除く。）	一時間につき 二〇〇円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次項の規定 公布の日

二 別表第二の改正規定 平成二十九年四月一日

（この条例の施行の日以後の利用料金の額の定め）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用料金の額の定めは、施行日前においても、この条例による改正後の奈良県立都市公園条例の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができる。